

大阪市告示第457号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 住之江スポーツセンター 第1体育場 第2体育場	令和6年4月30日（火）	午前9時から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）